

青森県信用保証協会服装基準

令和5年5月1日適用

1. 基本原則

- ・ 次のことを基本に、T P Oに応じ職員自らが考え着用することとします。
 - ※ 職員として品位と信用を損なわないものであること。
 - ※ 来訪者に不信感や不快感を与えないものであること。
 - ※ 職員それぞれの体調に応じ、冷房等により健康を害することのないようなものであること。

2. 男性職員の服装基準

- ・ ノーネクタイ・ノー上着としますが、カジュアル系統その他は禁止で、あくまでもノーネクタイ・ノー上着とします。
- ・ T P O等を考慮し、必要に応じてネクタイを着用します。

3. 女性職員の服装基準

- ・ 華美でない服装とします。